

教育部規定

山口県スキー連盟

(趣旨)

第1条 山口県スキー連盟規約第51条により教育部の規定を定める。

(任務)

第2条 教育部は常任理事会に直属する専門部門であり、常任理事会及び理事会の諮問に応え、基礎スキーの普及指導及び強化を図ることを任務とする。

(組織)

第3条 教育部は、原則として本連盟に所属する基礎スキー指導員、準指導員、スノーボード指導員及びパトロール、その他教育関係有資格者をもって構成する。

(部門及び役員)

第4条 第2条の任務を達成するために、次の部門及び担当役員を置く。

教育部統括役員	部長 1名	副部長 若干名			
(1)教育部総務部会	部会長 1名	副部会長 2名以内			
ア 諮問委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
イ 総務委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
(2)教育部計画部会	部会長 1名	副部会長 2名以内			
ア 企画委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
イ 指導委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
ウ 検定委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
エ 技術委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
オ 技術研究部	部長 1名	副部長 2名以内	チーム員 若干名	強化コーチ 若干名	
(3)教育部専門部会	部会長 1名	副部会長 2名以内			
ア ジュニア委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
イ 安全対策委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
ウ 学校体育スキー委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
エ スノーボード委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		
オ 派遣行事委員会	委員長 1名	副委員長 2名以内	委員 若干名		

(役員を選任)

第5条 教育部の最高責任者は会長とし、教育部統括責任者は、下記に任命する教育部長とする。

- 2 部長及び副部長は、理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
- 3 部会長、副部会長、委員長、チーフは部長の推薦により、常任理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
- 4 その他の役員は、部長の要請により会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第6条 役員任期は通常の理事任期と同一とする。

(役員補選)

第7条 役員任期中途欠員又は職務遂行に不都合が生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 下記の会議を開催し、その構成員は次のとおりとする。

- (1)教育部総会
会長以下常任理事会構成役員及び教育部構成員全員による。
 - (2)教育部会
会長以下常任理事会構成役員及び教育部担当役員全員による。
 - (3)教育部委員長会議
会長以下常任理事会構成役員及び部長、副部長、部会長、委員長、副委員長、チーフ及びサブチーフによる。
 - (4)教育部専門部会議
該当専門部会長、該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当チーフ及びサブチーフによる。必要ある場合は、部長、副部長を加えることができる。
 - (5)教育部各委員会会議
該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当チーフ及びサブチーフによる。必要ある場合は、部長副部長及び部会長を加えることができる。
- 2 各会議に議決事項が生じた場合は、各会議の出席者の2分の1以上の賛同をもって決定する。

(教育部総会)

第9条 必要に応じ、会長が招集する。

- 2 教育部の活動内容及びSAJ西日本ブロック協議会・全日本スキー連盟の伝達事項等を報告する。
- 3 2年毎に教育部総会において、SAJブロック技術員を推挙し、部長名で常任理事会に提出する。常任理事会で承認されたブロック技術員候補者をSAJ西日本ブロック協議会に提出する。

(教育部会)

- 第10条 必要に応じ、会長が召集する。
- 2 教育部の担当役員全員で審議・報告を要する事項を審議する。

(教育部委員長会議)

- 第11条 必要に応じ、部長が召集する。
- 2 毎年春と秋の開催を定例とし、教育部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(教育部専門部会議)

- 第12条 必要に応じ、部会長が招集する。
- 2 所管委員会等の業務を取りまとめ、教育部委員長会議へ提出する資料内容等を審議する。

(教育部各委員会会議)

- 第13条 必要に応じ、委員長が招集する。
- 2 所管委員会等の担当業務を調査・審議し、教育部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(内規)

- 第14条 教育部に関するその他のことは、内規として別に定める。

(規定の改廃)

- 第15条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

平成13年6月4日 全面改定

山口県スキー連盟教育部委員会等規程

第1条 山口県スキー連盟教育部規定第14条によりこの内規を定める。

第2条 各委員会等は教育部規定第2条に定める任務を全うする為、担当する事項を司る。各委員会等の任務分担及び所管行事は次のとおりとする。

1. 教育部総務部会

(1) 諮問委員会

- 1) 県内外の当面する諸課題並びに施策等諮問された事項について調査・研究しその対応を答申する。
- 2) 功労指導員・名誉検定員・西日本指導者協会顕彰者の推薦に関する事。
- 3) 必要に応じて指示された業務の遂行に当たる。

(2) 総務委員会

- 1) 教育部(各部、各委員会)の行事計画並びに予算・決算の統括に関する事。
- 2) 教育部(各部、各委員会)会議の連絡調整に関する事。
- 3) 県内発刊物に関する事。
- 4) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 5) その他所管事項に関する事。

2. 教育部計画部会

(1) 企画委員会

- 1) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 2) 教育部行事(各部、各委員会)の講師割り当てに関する事。
- 3) 他の各部・各委員会に属さない教育部所管事項の運営に関する事。
【所管行事】 年末年始大山講習会 2月大山講習会 3月大山講習会
1月ウィークデー講習会 2月ウィークデー講習会

(2) 指導委員会

- 1) SAJ教育本部研修会並びに指導員研修会に関する事。
- 2) 基礎スキーの指導者の育成強化に関する事。
- 3) 指導員・準指導員の資格及び登録等の確認・審査に関する事。(含む準指導員インターン制度管理)
- 4) 各級検定員の資格及び登録等の確認に関する事。
- 5) 技術研究プロジェクトチームの育成強化と活動に関する事。
- 6) スキー大学に関する事。
- 7) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 8) その他所管事項に関する事。
【所管行事】 全日本・西日本・山口県技術選手権大会 ブロック研修会 指導員研修会
教育部総会及び山口県指導者研修会 技術研究プロジェクトチーム強化合宿

(3) 検定委員会

- 1) 基礎スキーの検定に関する事。
- 2) 技術選手権大会に関する事。
- 3) 技術研究プロジェクトチームの選考に関する事。
- 4) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 5) その他所管事項に関する事。
【所管行事】 指導員検定会 準指導員検定会 指・準指導員養成講習会
A・B・C級検定員検定

(4) 技術委員会

- 1) 技術及び指導法の調査研究に関する事。
- 2) 日本スキー教程・教本に関する事。
- 3) 競技部との連携・調整に関する事。
- 4) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 5) その他所管事項に関する事。
【所管行事1】 競技部関連遂行事業

(5) 技術研究プロジェクトチーム

- 1) 技術選手権大会への強化・出場に関する事。
- 2) 技術の調査・研究に関する事。
- 3) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 4) その他所管事項に関する事。
【所管行事】 技研プロ強化合宿 全日本・西日本技術選サポート サマーキャンプ
技術研修会

3. 教育部専門部会

(1) ジュニア委員会

- 1) ジュニアの育成強化に関する事。
- 2) ジュニアの指導に関する事。
- 3) ジュニアスノースクールの講師割り当てに関する事。
- 4) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 5) その他所管事項に関する事。

【所管行事】 冬のジュニアスノースクール 春のジュニアスノースクール

(2) 安全対策委員会

- 1) 公認スキー及びスノーボードパトロールの育成指導に関する事。
- 2) 公認パトロール研修に関する事。
- 3) 公認パトロール講習・検定会に関する事。
- 4) パトロール技術競技大会に関する事。
- 5) スキー及びスノーボードの安全諸対策の立案に関する事。
- 6) スキー及びスノーボードの傷害防止の調査研究に関する事。
- 7) 公認パトロールの資格審査及び登録に関する事。
- 8) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 9) その他所管事項に関する事。

【所管行事】 指・準指導員養成講習会(理論) 公認パトロール研修会
県認定パトロール講習・検定会

(3) 学校体育スキー委員会

- 1) 学校体育スキーに関する事。
- 2) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 3) その他所管事項に関する事。

【所管行事】 岩国商業高校スキー実習 十種ヶ峰スキー実習

(4) スノーボード委員会

- 1) スノーボードの普及に関する事。
- 2) スノーボード指導員の育成強化に関する事。
- 3) スノーボードの指導に関する事。
- 4) スノーボードの検定に関する事。
- 5) スノーボードの教程に関する事。
- 6) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 7) その他所管事項に関する事。

【所管行事】 1月ウィークデースノーボード講習会 2月大山スノーボード講習会

(5) 派遣行事委員会

- 1) 県内の級別テスト会主任検定員派遣に関する事。
- 2) JTB北海道ツアーに関する事。
- 3) 本委員会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 4) その他所管事項に関する事。

【所管行事】 郡市連盟級別テスト会 JTB北海道ツアー

第3条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年6月4日 制定

山口県スキー連盟教育部所管行事運営基準

- 第1条 山口県スキー連盟教育部規定第14条によりこの内規を定める。
- 第2条 教育部の所管行事を遂行するに当たり、各年度毎、各行事毎に次の担当役員を選出する。
- (1)責任者
 - (2)主任講師及び主任検定員
 - (3)総務主任
 - (4)総務
 - (5)チーフ(講師担当班長又は主任)
 - (6)講師及び検定員
- 2 行事の内容により部長が必要と認めた場合、上記の担当役員以外の役員を置くことができる。
- 第3条 教育部の指名により選任された役員は、次の事項を厳守するものとする。
- (1)基礎スキー教程等を学習し、理論、技術及び指導法に精通すること。
 - (2)検定規定及び基準を熟知し、検定に精通すること。
 - (3)常に万全の体調で事に当たるよう配慮すること。
 - (4)事前に研修会に参加し、研修を修了すること。
 - (5)時間を守り、入山・下山時は、速やかに連絡すること。
 - (6)入・下山の交通については、各自が十分注意し他人に迷惑をかけないこと。
 - (7)スキー場や各借上施設等のマナーは厳守し、見本となる行動をとること。
- 第4条 各担当役員の任務は次のとおりとする。
- (1)責任者
 - 1)講習会及び検定会に関する全ての事項の最終決定者となる。
 - 2)常に全体を掌握し、事ある時は速やかに明確な決定を下すこと。
 - 3)報告書を連盟に提出すること。
 - (2)主任講師及び主任検定員
 - 1)実施に関する指揮者であり、実務に関する事項の計画立案を行い、責任者の承認を得て実行の指示をすること。
 - 2)総務主任の協力を得て本部を開設するとともに講習会及び検定会開催の準備を行うこと。
 - 3)講師の編成及びチーフの任命等、実務に関する事項を責任者の承認を得て関係役員、講師及び検定員に指示すること。
 - 4)現地の実情等を把握し、円滑な運営がなされるよう配慮すること。
 - 5)常に現状を把握し、責任者に報告すること。
 - 6)報告書を責任者に提出すること。
 - (3)総務主任

総務主任は講習会及び検定会実務の円滑な推進を図るため、責任者、主任講師及び主任検定員との連携を密にし、総務とともに次の事項を処理する。

 - 1)講習会及び検定会に必要な物品の運搬。
 - 2)役員、講師及び検定員のリフト券の申請、受理及び返却。
 - 3)責任者、主任講師及び主任検定員の承認を得て、役員、講師及び検定員の部屋割りを行うとともに、本部を開設する。
 - 4)本部宿舍との折衝。
 - 5)講習会及び検定会に関する経理業務。
 - 6)開・閉会式の進行。
 - 7)受講者及び受検者の状況並びに経理の状況を日々、責任者、主任講師及び主任検定員に報告すること。
 - 8)講習会及び検定会に関する事務処理。
 - 9)報告書を作成し、主任講師及び主任検定員に提出すること。
 - (4)総務
 - 1)常に総務主任を補佐し、円滑な講習会及び検定会運営に積極的に協力すること。
 - (5)チーフ(講師担当班長又は主任)
 - 1)主任講師の指示に従い、常に各班の講師の掌握を行うこと。
 - 2)各班の受講者を把握し、主任講師及び総務主任に報告すること。
 - 3)講習に関して意見等のある場合は、遠やかに主任講師に具申すること。
 - 4)チーフとして常に講師をリードし、充実した講習を行うこと。
 - (6)講師及び検定員
 - 1)受講者、受検者の掌握を十分に行い、主任講師、主任検定員及びチーフの指示に従い、講習会及び検定会運営に協力すること。

- 2)常に受講者及び受検者の状況を把握し、傷害防止に万全の配慮を行うこと。
- 3)チーフとの連携を密にし、状況を報告すること。
- 4)講習及び検定に関して意見等のある場合は、チーフを通じ具申すること。

第5条 教育部の所管行事を円滑に遂行するため、現地にて次の会議を責任者が招集する。

(1)役員ミーティング

- 1)講師及び検定員が集合する前に、責任者、主任講師及び主任検定員、総務主任を招集し開催する。必要に応じて総務も召集する。

(2)チーフミーティング

- 1)責任者、主任講師及び主任検定員、総務主任、総務及びチーフを招集し開催する。会期中必要に応じて開催する

(3)全体ミーティング

- 1)担当役員全員を招集し開催する。所管行事の集合時と解散時は必ず開催する。

第6条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年6月4日 制定